

お知らせ

ブロック塀等の撤去及びフェンス等の設置費用を助成します HPで詳しく
耐震化促進係／9階
☎(3228)5576 FAX(3228)5471

道路等に面し、倒壊の恐れのある高さ1.2mを超えるブロック塀等の撤去と、当該塀等を撤去後に新たにフェンス等を設置する際の費用を一部助成します。☆必ず事前に相談を。要件や助成額などについて詳しくは、区HPをご覧ください

緑を守り増やすための助成の利用

緑化推進係／8階
☎(3228)5554 FAX(3228)5677

次の①②とも、制度や対象条件などについて詳しくは、緑化推進係へ問い合わせを。

①生け垣・植樹帯の設置

一定の条件を満たす生け垣・植樹帯を設置する場合、費用の一部を助成する制度です。

☆各年度の予算の範囲内で支出し、予算額に達した時点で受け付けを終了
助成限度額 設置延長1m当たり1万円(上限30万円)

②樹木・樹林・生け垣の維持管理(保護指定制度)

一定の基準を満たす緑を保護指定し、維持管理費用の一部を助成する制度です。

☆保護指定相談・助成金申請は、緑化推進係で随時受け付け。助成金交付は、保護指定の翌年度からです

助成額(年額)

樹木=1本当たり1万円、樹林=面積に応じて3万~8万円、生け垣=長さ1m当たり1,000円



▲設置した生け垣の例

防音工事助成制度(東京都沿道整備事業)のご利用

環境公害係／8階
☎(3228)5799 FAX(3228)5673

環状7号線の沿道(道路端から20m区域内)で、昭和60年6月10日以前に建築された住宅にお住まいの方は、事前に所定の手続きを行うことで、自宅の防音工事(防音サッシへの改修など)に助成を受けられます。

助成条件や手続き方法などについて詳しくは、東京都建設局HPをご覧ください。☆既に防音工事助成を受けた場合や防音構造となっている建物は対象外

シロアリにご注意を

衛生環境係(中野区保健所)
☎(3382)6662 FAX(3382)6667

シロアリ(ヤマトシロアリ)は風呂場など水気のある場所に巣を作り、家屋を食い荒らします。4月~5月の午前中に、羽アリが巣から飛び出すことがあります。

家に湿気をためない、家の周囲に木材を置かないなどが予防になります。被害の広がりを防ぐために、不安があれば早めに専門の業者に相談を。

☆駆除や防除工事の相談は(一社)関東しろあり対策協会☎0120(03)7825・FAX(3341)7830へ

防災用品や消火器を区であっせんしています

地域防災係／8階
☎(3228)8930 FAX(3228)5658

区内在住・在勤の方は、家具転倒防止器具や家庭用消火器の購入に区のあっせんを利用できます。商品は、自宅や勤務先に配送(中野区内に限る)します。

種類や価格などについて詳しくは、区HPか、区民活動センター、区役所8階14番窓口で配布している案内をご覧ください。

☆区役所や消防署の職員が訪問販売を行うことはありません。悪質な訪問販売にはご注意ください



▲防災用品の例

年金振込通知書を郵送します

国民年金係／1階
☎(3228)5515 FAX(3228)5654

公的年金を口座振替で受給している

方へ、6月上旬に、日本年金機構から年金振込通知書を郵送します。

この通知書は、6月~来々4月の偶数月に支払われる金額をお知らせするものです。

紛失した場合は、基礎年金番号を用意して、中野年金事務所☎(3380)6111(自動音声案内に従い「2」、次に「2」を選択)へ問い合わせください。☆年金から特別徴収されている税や保険料については、各所管の係へ問い合わせを

催し・講座

「私らしく両立できる仕事との出会い方」

産業振興係／9階
☎(3228)8729 FAX(3228)5656

内容 女性の就業に理解のある企業との交流会や時短片付け術に関する講演 ☆(公財)東京しごと財団との共催

対象 現在子育て中で、再就職を希望する女性

日時 7月8日(水)午前10時~午後0時30分

会場 サンプラザ(中野4-1-1)

申込み 5月21日から東京しごとセンター・女性しごと応援テラスHPで申し込むか、電話で同センター☎(5211)2855へ。先着50人。保(定員あり)。希望の方は7月1日までにあわせて申し込みを



募集・求人

お子さんを泊まりで預かるショートステイ協力家庭

子ども家庭相談係／3階
☎(3228)7867 FAX(3228)7870

保護者が急用などで一時的に子ども

を養育できない時に、自宅で子どもを泊まりで預かる事業の協力家庭を募集します。

対象 子育て支援活動に興味のある区内在住の方 ☆認定要件を満たし、区が指定する研修を受ける必要あり

申込み 電話または直接、子ども家庭相談係へ。随時受け付け ☆事業内容や認定要件、必要書類などについて詳しくは、区HPをご覧ください

小・中学校プール指導員(アルバイト)登録者

体験学習係／5階
☎(3228)5608 FAX(3228)5680

対象 区立小・中学校での水泳指導ができる18歳以上の方(高校生を除く)

勤務期間 6月1日~9月30日(夏休みを含む)のうち、1日勤務の日

日給 8,400円(平日勤務の場合は4,200円) ☆交通費支給(限度額あり)

申込み 5月29日までに履歴書を持って直接、体験学習係へ

高齢者・介護

介護保険負担限度額認定の申請を

介護給付係／2階
☎(3228)6531 FAX(3228)8972

住民税非課税世帯の方が介護保険施設に入所する場合やショートステイを利用する場合に、居住費・食費の限度額を設けて負担を軽減する制度です。利用には申請が必要です。

現在「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方へ

お手元にある「介護保険負担限度額認定証」の有効期限は7月31日です。更新の申請書は6月上旬に郵送します。届いたら内容を確認して、必要な資料を添えて返送するか、直接、区役所2階高齢者総合窓口で申請してください。

生活機能向上プログラム「ロコモ予防コース」

しんやまの家(南台4-25-1)
☎・FAX(3229)8175

内容 加齢とともに筋肉や骨などが衰えるロコモティブシンドローム(運動器症候群)。その予防のための運動を健康運動指導士から学びます

対象 区内在住の65歳以上の方

日時 6月19日~7月17日の毎週金曜日、午前10時~11時30分。全5回

申込み 5月21日~6月3日の平日に直接、しんやまの家へ。先着20人 ☆全回参加できる方優先

子ども・子育て

お子さんに関わる手当の手続きはお済みですか

児童手当・子ども医療費助成係／3階
☎(3228)8952 FAX(3228)5657

お子さんを養育している方に、区が手当を支給する制度があります。

対象要件に該当する区内在住の保護者の方で、まだ申請をしていない方は、児童手当・子ども医療費助成係へ問い合わせを。

対象

児童手当=中学校3年生までのお子さん

児童育成手当・児童扶養手当=母子家庭・父子家庭または、父母のいずれかに重度の障害がある家庭の、18歳になって最初の3月31日を迎えていないお子さん

児童育成(障害)手当・特別児童扶養手当=20歳未満の障害のあるお子さん

☆いずれの手当も所得制限による減額・支給停止等あり。詳しくは、区HPをご覧ください

児童手当・子ども医療費助成係へ問い合わせを